

カザフスタン滞在・安全の手引き

I はじめに

在カザフスタン日本大使館は、カザフスタン滞在中の邦人の皆様の安全確保に資する資料として、「カザフスタン滞在・安全の手引き」を作成しました。ご活用下さい。

II 防犯の手引き

1 基本的な心構え

日本と異なり、海外では事件や事故が発生した際、警察官や救急隊員が直ちに現場に駆けつけるとは限りません。事件や事故に巻き込まれないために、「予防が最善の危機管理である」という心構えを常に持って行動してください。

2 安全のための三原則を遵守

① 「目立たない」

華美な服装、公共の場所における大声での会話、SNSへの投稿等は、犯罪者やテロリストの目を引く可能性があります。

② 「行動を予知されない」

行動パターンが決まったターゲットは、行動を予測でき、襲撃の計画を立てやすい相手と言えます。

③ 「用心を怠らない」

生活への「慣れ」は、周囲への注意の欠如を誘発します。他方、治安状況は、些細な事象から極めて短時間で変化する場合があります。安全対策の定期的な見直し、普段からの情報収集により、用心を怠らないことが重要です。

3 犯罪発生状況

(1) テロ関連

カザフスタンでは、2016年6月にアクトベで発生したテロ事件以降、新たなテロ事件の発生は確認されていません。しかし、準備・未遂段階での検挙、爆発物等の押収は2024年中も複数件発生しており、予断を許さない状況は続いています。

(2) 一般犯罪

カザフスタンの統計当局が公表したデータによれば、カザフスタンにおける近年の犯罪登録件数は減少傾向にあり、2024年中は13万2,778件と前年比5.3%の減となりました。

4 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居対策

住居の選定に当たっては、周囲の治安状況と照らし合わせて、より安全性の高い住居を選ぶことが大切です。以下のような事項を参考としてください。

- | |
|--|
| <p>① 住居の構造及びその周囲の治安状況</p> <ul style="list-style-type: none">・ 駅、市場、酒場や風俗営業店等、素行不良者の集まりやすい場所は避ける。・ 1・2階、最上階は比較的侵入が容易で空き巣や強盗の被害に遭いやすい。・ 監視カメラが設置され、管理人が常時滞在している施設が望ましい。・ 防火性、耐震性、錠、窓の強度、訪問者の確認設備等も必ず確認する。 <p>② 住居から職場・学校・商店等へのルート安全性、警察・消防との位置関係</p> <p>③ 不動産業者の信頼性、大家や管理人等の信頼性や即応体制等</p> |
|--|

(2) 強盗対策

強盗被害に遭わないため、現地の状況を予めよく確認し、危険な場所や人気のない場所には近づかない、夜間は出歩かない等の対策を講じることが大切です。

万一、強盗事件に遭遇した場合は、犯人を刺激しないことを第一に考えて下さい。

現金とクレジットカード等を分散して保管・携帯することも、被害を最小限に抑える意味で効果的と考えられます。

(3) 外出時における防犯対策

外出予定等は必要最小限の範囲で共有するなど、情報管理に気を配ることが重要です。悪意ある者に「行動を予知されない」ことに十分注意してください。

外出時や帰宅時に玄関の扉を開ける際は要注意です。階段等の物陰に潜伏している賊が急襲する場合があります。たとえ屋内でも油断は禁物です。

(4) 日常生活における注意事項

ア 白タクの利用禁止

所属会社のないタクシー（白タク）の利用は控えてください。過去には、邦人が白タクを利用し、強盗被害にあった事例が報告されています。

イ パスポートの携帯

カザフスタンに滞在する外国人は、パスポート等を携帯する義務があります。不法滞在者の取締りが行われているほか、旅券不携帯が判明したり滞在期間及び資格等に疑義が生じた場合、警察署等への同行を求められることがあります。

ウ 警察官等による不当な金銭要求

カザフスタンの法律は、警察官等が口頭で罰金等を申しつけ、その場で徴収することを認めていません。過去には、所持品検査と称して警察官等が財布から現金を抜き取る事案も報告されています。貴重品を安易に渡さない、身分証明書等の提示を求める、パトカーの車両番号を確認する等の対策を行ってください。

5 交通事故対策

交通事故の当事者となった場合には、交通警察（102）に連絡してください。なお、カザフスタンでは交通警察が現場に到着するまで、車両を移動せず、発生時のまま事故現場を保存しなければなりません。警察官が作成する調書に不明点があれば、安易に署名せず、保険会社や信頼できる通訳等を通じて不明点を解消することが重要です。

なお、カザフスタンには強制保険は存在しますが、対人・対物の任意保険は未だ一般的ではありません。歩行者も含め、事故に遭わないため一層の防衛心が必要です。

6 テロ・誘拐対策

テロや誘拐の被害に遭うリスクを低くし、被害を最小限に抑えるためには、事前の対策や行動原則に従って行動することが有効です。

(1) 被害に遭わないための事前対策

- ア テロの標的となりやすい時期や場所を認識し、可能な限り避けて行動する。
時期 … ナウルーズ、ラマダン、イベントが多数開催される年末年始等
場所 … 軍・警察・政府関係施設、宗教施設、不特定多数が集まる場所（商業施設、宿泊施設、繁華街、観光施設、公共交通機関、イベント会場等）
- イ 訪問先では、非常口、退避ルート及び隠れ場所を予め確認しておく。
- ウ 宿泊先は、十分な安全対策が行われている施設を選ぶ。
- エ 目立つ服装や行動を避ける。
- オ 同じ時間に同じ経路を使用する等、行動のパターン化を避ける。

(2) 襲撃・テロに遭遇した場合の行動原則

- ア 伏せる… 銃声や爆発音を聞いたら、その場に伏せる。状況を冷静に把握し、「逃げる」のか「隠れる」のかを判断する。
- イ 逃げる… 予め確認しておいた非常口又は退避ルートから避難する。
- ウ 隠れる… 予め確認しておいた隠れ場所へ避難する。

7 緊急連絡先

【在カザフスタン日本大使館】

所在地：5th floor, Kosmonavtov street 62, micro-district "Chubary" Astana, Z05E9E1, Republic of Kazakhstan

電話：+7 (7172) 97-78-43 (代表)、+7 (7172) 97-78-72 (領事受付)

メールアドレス：info@aq.mofa.go.jp

公式HP：https://www.kz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Facebook：https://www.facebook.com/embassy.jp.kz/

開館時間：9時00分から13時00分、14時00分から17時45分

査証受付：9時30分から12時00分、14時30分から17時00分

【事件事象等が生じた際の通報先】

火事：101番

警察：102番

救急：103番

III 緊急事態への対応

1 平素の準備と心構え

(1) 在留届の届出・更新

在留届は、緊急事態発生の際、当館が皆さまへの迅速な援護・支援（安否確認、緊急連絡等）を行うために不可欠なシステムです。旅券法により、海外に3か月以上滞在する日本人は、在留届の提出が義務付けられています。

住所、連絡先等に変更が生じた場合は「記載事項変更届」、ご帰国の際は、「帰国届」の届出をお願いします。各届出は外務省ホームページの「オンライン在留届」(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html) から提出することが可能で

す。操作方法が分からないなどお困りの場合は、当館代表メールアドレスにご連絡下さい。

(2) 連絡体制の整備

不測の事態に備え、会社や家族内で緊急連絡網を作成しておいて下さい。また、全ての通信網が利用できなくなった場合を想定し、予め集合場所等を決めておくことは、混乱した状況下での安否確認を可能にする上で効果的です。

(3) 避難場所の確認

緊急事態発生時、状況に応じた避難場所(当館、大使公邸又はホテル等が想定される)を、当館ホームページ、Facebook 及び領事メール等を通じて連絡します(避難場所等を公表することが危険を招くなど、適切でないと判断される場合は個別に連絡)。

(4) 非常用物資の備蓄

緊急事態に備えて、平時からご準備下さい(別添リスト参照)。

2 緊急時の行動

(1) 情報収集・心構え

治安状況は、僅かな出来事で大きく変化します。平時から情報収集を行い、僅かな変化を見逃さず、緊急事態が発生した際に迅速に行動できる準備を整えてください。

(2) 退避先に関する留意事項

退避する場合を想定して、普段から以下の点を確認してください。また、退避される際は、退避先及び連絡方法について大使館に御一報ください。

ア 職場等 ～ 建物の構造及び職場等へ至るルート of 安全性、退避手段、医薬品を含む携行品、外部との連絡手段・非常用物資の有無等。

イ 当館等 ～ 当館等へ退避する場合、限られたスペースで数多くの方々と共同生活することになり、様々な御協力をお願いすることがあります。確認事項は、職場等への退避と同様です。

ウ 国外 ～ 緊急事態が発生した場合、予告なく空港等が閉鎖され、出国が制限される可能性があります。国外退避が予想される場合は、定期商用便が運航している間に出国することを最優先に行動してください。

「国外退避勧告」が発令された場合のオペレーションは、あらゆる手段(当館ホームページ、Facebook 及び領事メール等。内容を公表することが危険を招くなど、適切でないと判断される場合は個別に連絡)を通じて、皆様に連絡します。

IV 終わりに

海外で生活していると、上記以外のトラブルに遭遇する可能性も十分にあります。また、「予防が最善の危機管理である」という心構えで行動していても、事件・事故に巻き込まれる可能性はゼロではありません。万一、事件・事故に巻き込まれた場合には、躊躇することなく当館へ御連絡・御相談ください。

以上

緊急事態（退避）への対応・チェックリスト

【確認しておくべき事項】

- 空港までの移動手段（複数）
- 定期商用便の運行状況（就航先、便数等）
- 退避先として想定される国の査証の要否
- 危機管理専門会社等との契約の有無
- 保険会社のサポート内容

【携行品】

- 1 重要書類・貴重品など
 - 旅券 ～ 6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいて下さい。なお、新規切替発給の申請は、残存有効期間が1年を切った時点で可能です。また、旅券最終頁の「所持人記載欄」は、漏れなく記載しておいて下さい。
 - 現金・クレジットカード、預金通帳、貴金属類等 ～ 現金は、家族が10日間程度生活できる程度（米ドルを含む）を予め用意しておくことをお勧めします。
- 2 通信手段
携帯電話だけでなく、バッテリー、充電器も携行して下さい。ただし、施設の損壊や、通信統制等で使用不可となる事態も想定しておく必要があります。
- 3 非常用食料など
自宅待機を想定して、それぞれ10日間分程度の準備をお勧めします。退避の際は、各自の判断で必要最小限の量を携行して下さい。
 - 水、 缶詰類、 インスタント・レトルト食品、 調味料、
 - 粉ミルク・離乳食（乳幼児のいる家庭。十分な量をご準備下さい。）
- 4 衣類・着替えなど
長袖・長ズボンが賢明です。急激な気温変化に備え、特に防寒対策は万全に。人目を引く派手な素材は、避けた方が無難です。
- 5 医薬品・衛生用品など
 - 常備薬、 消毒薬、 衛生綿、 包帯、 絆創膏、 生理用品、
 - タオル、 石鹸、 歯磨きセット、 軍手、 ビニール袋、 ちり紙
 - おむつ（乳児がいる家庭）
- 6 自動車関連
自動車をお持ちの方は、常に整備しておくよう心掛けて下さい。
 - ガソリン（常に満タンに）、 地図、 工具類、 スペアタイヤ
- 7 その他
 - ラジオ（短波、FM が受信可能なもの）、 懐中電灯、 予備の乾電池、
 - ライター又はマッチ、 ろうそく、 ナイフ、 缶切り、 栓抜き、
 - 食器類（紙製よりもプラスチック製の方が繰り返し使えて良い）
 - 固形燃料、 簡単な炊事用具、 ロープ・ひも
 - ガムテープ、新聞等（応急的資材として、あると何かと便利）